（様式１）

令和　　年　　月　　日

能力評価実施団体：公益社団法人日本エクステリア建設業協会　御中
建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑ運営主体：（一財）建設業振興基金　御中

能力評価申請書　兼　キャリアアップカード（レベル２以上）交付申請書

下記のとおり、評価実施とキャリアアップカード交付を申請します。

申請者					
フリガナ				職種 （技能者の呼称）	エクステリア　技能者
氏名					
技能者ＩＤ					
カード 送付先住所	※建設キャリアアップシステムに登録の送付先住所を変更する場合のみ				
生年月日		電話番号			

申請をするレベル		
レベル２	レベル３	レベル４

保有資格（※保有資格は建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑへの登録が必要。それぞれ登録済であるか確認の上ﾁｪｯｸ欄にレ点を入力）					
レベル		確認ﾁｪｯｸ	レベル		確認ﾁｪｯｸ
		□			□
レベル		確認ﾁｪｯｸ	レベル		確認ﾁｪｯｸ
		□			□
レベル		確認ﾁｪｯｸ	レベル		確認ﾁｪｯｸ
		□			□
レベル		確認ﾁｪｯｸ	レベル		確認ﾁｪｯｸ
		□			□

就業年数					
就業期間	経歴証明書		年		ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

職長としての就業期間	経歴証明書		年		ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された職長としての就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む職長としての就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

班長としての就業期間	経歴証明書		年		ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された班長としての就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む班長としての就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

上記の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。また、能力評価実施機関が建設キャリアアップシステムに登録されている技能者情報を共同利用することに同意します。

申請者（技能者本人）　　印

※就業期間は、建設技能者として就業開始した日の属する月から離職した日の属する月までの月数で計算。

（計算例）

就業期間：平成20年4月10日～平成30年5月25日　→　平成20年4月～平成30年5月　→　**10年2ヶ月**

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、経歴証明できる終期は令和６年３月３１日となります。
すなわち、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された就業期間が能力評価対象となり、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む就業期間は令和６年３月３１日までが能力評価対象となります。

＜代行申請を行う場合は下記にご記入ください。＞

代行申請者			
フリガナ		申請者との関係	
代行者名		事業者ＩＤ	
住所		電話番号	

上記のとおり、代行申請に同意します。

申請者（技能者本人）　　印

記載例

（様式１）

令和〇 年　〇 月　〇 日

能力評価実施団体：公益社団法人日本エクステリア建設業協会
建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑ運営主体：（一財）建設業振興基金　御中

御中

能力評価申請書　兼　キャリアアップカード（レベル２以上）交付申請書

下記のとおり、評価実施とキャリアアップカード交付を申請します。

申請者					
フリガナ	ケンセツ　タロウ			職種（技能者の呼称）	エクステリア　技能者
氏名	建設　太郎				
技能者ＩＤ	ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ				
カード送付先住所	〇〇県〇〇市〇〇 ※建設キャリアアップシステムに登録の送付先住所を変更する場合のみ				
生年月日	〇年〇月〇日	電話番号	XX-XXXX-XXXX		

申請をするレベル		
レベル２	レベル３	レベル４

保有資格（※保有資格は建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑへの登録が必要。それぞれ登録済であるか確認の上ﾁｪｯｸ欄にレ点を入力）

レベル２	○○技能講習	確認ﾁｪｯｸ ☑	レベル２	○○特別教育	確認ﾁｪｯｸ ☑
レベル２	２級○○技能士	確認ﾁｪｯｸ ☑	レベル２	○○特別教育	確認ﾁｪｯｸ ☑
レベル３	１級○○技能士	確認ﾁｪｯｸ ☑	レベル３	○○安全衛生教育	確認ﾁｪｯｸ ☑
レベル３	○○顕彰	確認ﾁｪｯｸ ☑	レベル３	○○技能講習	確認ﾁｪｯｸ ☑
レベル４	○○基幹技能者	確認ﾁｪｯｸ ☑	レベル４	○○顕彰	確認ﾁｪｯｸ ☑

就業年数					
就業期間	経歴証明書	10	年	2	ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

職長としての就業期間	経歴証明書	3	年	4	ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された職長としての就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む職長としての就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

班長としての就業期間	経歴証明書	1	年	6	ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された班長としての就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む班長としての就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

上記の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。また、能力評価実施機関が建設キャリアアップシステムに登録されている技能者情報を閲覧することに同意します。

申請者（技能者本人）　建設　太郎　印

※就業期間は、建設技能者として就業開始した日の属する月から離職した日の属する月までの月数で計算。

（計算例）

就業期間：平成20年4月10日～平成30年5月25日　→　平成20年4月～平成30年5月　→　**10年2ヶ月**

＜代行申請を行う場合は下記にご記入ください。＞

代行申請者			
フリガナ	ダイコウ　ジロウ	申請者との関係	元請事業者
代行者名	（株）〇〇　代行　次郎	事業者ＩＤ	XXXXXXXXXXXXXX
住所	〇〇県〇〇市〇〇	電話番号	XX-XXXX-XXXX

上記のとおり、代行申請に同意します。

申請者（技能者本人）　建設　太郎　印

（様式２：所属事業者の証明）

経歴証明書

能力評価実施団体：公益社団法人日本エクステリア建設業協会　　御中

エクステリア施工工事に係る申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

令和　　年　　月　　日

証明者　：　事業者名　　会社印

所在地

役職名　　エクステリア

氏名　　役職印・代表印

事業者ＩＤ：

申請者				
フリガナ		職種（技能者の呼称）	エクステリア	技能者
氏名				
技能者ＩＤ				

経験年数						
就業期間	年　月　～　年　月	就業年数		年		ヶ月
就業期間	年　月　～　年　月	就業年数		年		ヶ月
		合計		年		ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

経験年数（職長）						
就業期間	年　月　～　年　月	就業年数		年		ヶ月
就業期間	年　月　～　年　月	就業年数		年		ヶ月
		合計		年		ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された職長としての就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む職長としての就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

経験年数（班長）						
就労期間	年　月　～　年　月	就業年数		年		ヶ月
就労期間	年　月　～　年　月	就業年数		年		ヶ月
		合計		年		ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された班長としての就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む班長としての就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

※就業期間は、建設技能者として就業開始した日の属する月から離職した日の属する月までの月数で計算。

（計算例）

就業期間：平成20年4月10日～平成30年5月25日　→　平成20年4月～平成30年5月　→　**10年2ヶ月**

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、経歴証明できる終期は令和６年３月３１日となります。
すなわち、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された就業期間が能力評価対象となり、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む就業期間は令和６年３月３１日までが能力評価対象となります。

転職や離職などによって建設業で就労していない期間がある場合は、就労していた期間ごとに、古い順に入力すること。

なお、**最も古い就労期間の起算点は、建設業に関する資格、研修、表彰等を初めて取得した時期を入力すること。**

誓約欄

この証明事項に事実と相違がある場合には、レベル判定を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

氏名　　印

記載例

（様式２：所属事業者の証明）

経歴証明書

能力評価実施団体：公益社団法人日本エクステリア建設業協会　　御中

エクステリア施工工事に係る申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

令和〇 年 〇 月 〇 日

証明者 ： 事業者名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇　　会社印

所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

役職名 エクステリア

氏名 代表　次郎　　役職印・代表印

事業者ＩＤ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇

申請者				
フリガナ	ケンセツ　タロウ	職種（技能者の呼称）	〇〇	技能者
氏名	建設　太郎			
技能者ＩＤ				

経験年数							
就業期間	2007 年 12 月 ～ 2011 年 2 月	就業年数	3	年	3	ヶ月
就業期間	2012 年 5 月 ～ 2019 年 3 月	就業年数	6	年	11	ヶ月
		合計	10	年	2	ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

経験年数（職長）							
就業期間	2014 年 10 月 ～ 2015 年 2 月	就業年数	0	年	5	ヶ月
就業期間	2016 年 5 月 ～ 2019 年 3 月	就業年数	2	年	11	ヶ月
		合計	3	年	4	ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された職長としての就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む職長としての就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

経験年数（班長）							
就労期間	2013 年 4 月 ～ 2014 年 9 月	就業年数	1	年	6	ヶ月
就労期間	年 月 ～ 年 月	就業年数		年		ヶ月
		合計	1	年	6	ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された班長としての就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む班長としての就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

※就業期間は、建設技能者として就業開始した日の属する月から離職した日の属する月までの月数で計算。

（計算例）

就業期間：平成20年4月10日～平成30年5月25日　→　平成20年4月～平成30年5月　→　**10年2ヶ月**

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、経歴証明できる終期は令和６年３月３１日となります。
すなわち、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された就業期間が能力評価対象となり、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む就業期間は令和６年３月３１日までが能力評価対象となります。

転職や離職などによって建設業で就労していない期間がある場合は、就労していた期間ごとに、古い順に入力すること。

なお、**最も古い就労期間の起算点は、建設業に関する資格、研修、表彰等を初めて取得した時期を入力すること。**

誓約欄

この証明事項に事実と相違がある場合には、レベル判定を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

氏名　　建設　太郎

（様式３：一人親方などの方）

能力評価実施団体：公益社団法人日本エクステリア建設業協会　　御中

令和　　年　　月　　日

公益社団法人日本エクステリア建設業協会

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

エクステリア施工工事に係る実務経験の内容を、下記のとおり申請します。

申請者				
フリガナ		職種（技能者の呼称）	エクステリア	技能者
氏名				
技能者ＩＤ				

経験年数						
就業期間	年　月　～　年　月	就業年数		年		ヶ月
就業期間	年　月　～　年　月	就業年数		年		ヶ月
		合計		年		ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

経験年数（職長）						
就業期間	年　月　～　年　月	就業年数		年		ヶ月
就業期間	年　月　～　年　月	就業年数		年		ヶ月
		合計		年		ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された職長としての就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む職長としての就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

経験年数（班長）						
就労期間	年　月　～　年　月	就業年数		年		ヶ月
就労期間	年　月　～　年　月	就業年数		年		ヶ月
		合計		年		ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された班長としての就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む班長としての就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

※就業期間は、建設技能者として就業開始した日の属する月から離職した日の属する月までの月数で計算。

（計算例）

就業期間：平成20年4月10日～平成30年5月25日　→　平成20年4月～平成30年5月　→　**10年2ヶ月**

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、経歴証明できる終期は令和６年３月３１日となります。
すなわち、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された就業期間が能力評価対象となり、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む就業期間は令和６年３月３１日までが能力評価対象となります。

転職や離職などによって建設業で就労していない期間がある場合は、就労していた期間ごとに、古い順に入力すること。

なお、**最も古い就労期間の起算点は、建設業に関する資格、研修、表彰等を初めて取得した時期を入力すること。**

誓約欄

この証明事項に事実と相違がある場合には、レベル判定を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

氏名　　印

記載例

（様式３：一人親方などの方）

能力評価実施団体：公益社団法人日本エクステリア建設業協会　　御中

令和〇 年 〇 月 〇 日

公益社団法人日本エクステリア建設業協会　殿

エクステリア施工工事に係る実務経験の内容を、下記のとおり申請します。

申請者				
フリガナ	ケンセツ　タロウ	職種（技能者の呼称）	エクステリア	技能者
氏名	建設　太郎			
技能者ＩＤ				

経験年数												
就業期間	2007	年	12	月	～	2011	年	2	月	就業年数	3	年	3	ヶ月
就業期間	2012	年	5	月	～	2019	年	3	月	就業年数	6	年	11	ヶ月
										合計	10	年	2	ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

経験年数（職長）												
就業期間	2014	年	10	月	～	2015	年	2	月	就業年数	0	年	5	ヶ月
就業期間	2016	年	5	月	～	2019	年	3	月	就業年数	2	年	11	ヶ月
										合計	3	年	4	ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された職長としての就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む職長としての就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

経験年数（班長）												
就労期間	2013	年	4	月	～	2014	年	9	月	就業年数	1	年	6	ヶ月
就労期間		年		月	～		年		月	就業年数		年		ヶ月
										合計	1	年	6	ヶ月

※令和１１年３月３１日までは経歴証明が提出可能ですが、令和６年４月１日以降は、ＣＣＵＳに蓄積された班長としての就業期間のみが能力評価対象となるため、経歴証明においては、令和６年４月１日以降を含む班長としての就業期間は令和６年３月３１日までの就業期間までが能力評価対象となります。

※就業期間は、建設技能者として就業開始した日の属する月から離職した日の属する月までの月数で計算。

（計算例）

就業期間：平成20年4月10日～平成30年5月25日　→　平成20年4月～平成30年5月　→　**10年2ヶ月**

転職や離職などによって建設業で就労していない期間がある場合は、就労していた期間ごとに、古い順に入力すること。

なお、**最も古い就労期間の起算点は、建設業に関する資格、研修、表彰等を初めて取得した時期を入力すること。**

誓約欄

この証明事項に事実と相違がある場合には、レベル判定を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

氏名　　建設　太郎　　◯